



熊本県公報

第12077号
平成24年1月13日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○保安林の指定に関する予定	(〃) 1
○保安林の指定に関する予定	(〃) 2
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 2
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃) 2
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の所在地変更	(障がい者支援課) 3
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 3
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃) 3
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(障がい者支援課) 3
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(〃) 4
○熊本県収入証紙売りさばき人の指定	(会計課) 4
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(障がい者支援課) 4
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(〃) 4
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 5
○保安林の指定に関する予定	(〃) 6
○保安林の指定に関する予定	(〃) 6
○熊本県家畜商講習会の開催	(畜産課) 6
公 告	
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課) 8
登 載 依 頼	
○平成23年度熊本県献血推進協議会の開催	(熊本県献血推進協議会) 8
○裁決手続開始決定	(収用委員会) 9
○第1回熊本県少年保護育成条例改正検討委員会の開催	(熊本県少年保護育成条例改正検討委員会) 10

告 示

熊本県告示第37号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成24年1月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市泉町柿迫字糸原1359番1、1360番、1385番から1387番まで、1388番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字糸原1388番1(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第38号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成24年1月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市泉町柿迫字川屋谷6008番1、6009番1、6009番2、6015番、6017番から6019番まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字川屋谷6008番1・6009番1・6015番・6018番・6019番（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第39号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成24年1月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市泉町柿迫字二重3670番から3672番まで、3673番1、3673番2、3674番から3679番まで、3815番、3816番、3818番1、3818番2、3819番、3820番、3822番、3823番1、3823番4の1、3823番4の2、3824番から3826番まで、3831番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字二重3674番、3824番、3675番・3823番4の2・3825番・3826番（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第40号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成24年1月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ふるさとの奏ホームヘルプサービス 菊池郡大津町引水東原714番地の1	有限会社ケーシーシー	平成24年1月11日

熊本県告示第41号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成24年1月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ふるさとの奏ホームヘルプサービス 菊池郡大津町引水東原714番地の1	有限会社ケーシーシー	平成24年1月11日

熊本県告示第42号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により次の指定自立支援医療機関の開設者から変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。
平成24年1月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
さつき薬局御船店	医療機関の所在地	上益城郡御船町御船942番地9	上益城郡御船町御船935番地1	平成23年12月1日

熊本県告示第43号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成24年1月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターファインテラス 熊本市島崎二丁目11番13号	医療法人金澤会	平成24年1月10日

熊本県告示第44号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成24年1月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターファインテラス 熊本市島崎二丁目11番13号	医療法人金澤会	平成24年1月10日

熊本県告示第45号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害者支援施設として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成24年1月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
苓山寮 天草市本町下河内680番地	社会福祉法人 啓明会 天草市本町下河内680番地 田中 育子	平成24年1月1日	4313000467	生活介護 施設入所支援
第二苓山寮	社会福祉法人 啓明会	平成24	4313000475	生活介護

天草市本町下河内680番地	天草市本町下河内680番地 田中 育子	年1月1日		施設入所支援
第二天草学園 天草市本町下河内680番地	社会福祉法人 啓明会 天草市本町下河内680番地 田中 育子	平成24年1月1日	4313000483	生活介護 施設入所支援

熊本県告示第46号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成24年1月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
第二苓山寮 グループホーム事業所 天草市本町下河内680番地	社会福祉法人 啓明会 天草市本町下河内680番地 田中 育子	平成24年1月1日	4323000499	共同生活援助

熊本県告示第47号

熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）第5条第1項の規定により売りさばき人を次のように指定したので、同条第3項の規定により告示する。
平成24年1月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

住 所	名称及び代表者氏名	指定年月日
八代市通町4-39	社団法人 八代市弘済会 理事長 久野 格	平成24年1月5日
八代郡氷川町島地651番地	社会福祉法人 氷川町社会福祉協議会 会長 藤本一臣	平成24年1月5日

熊本県告示第48号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成24年1月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
ケアステーションおもと 熊本市保田窪1丁目6番17号-101	万年青合同会社 熊本市弓削町745番地6号 大島 勝文	平成24年1月1日	4310101391	居宅会議 重度訪問介護 同行援護

熊本県告示第49号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成24年1月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在	指定年月日	事業所番号	サービスの種類

	地及び代表者の氏名			
社会福祉法人熊本市社会福祉協議会植木支所指定居宅介護事業所 熊本市植木町岩野238番地1	社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会 熊本市南千反畑町10番7号 新立 順子	平成24年 1月1日	4312000021	同行援護
社会福祉法人グリーンコープ ふくしサービスセンター笑 宇城市松橋町松橋1195番地	社会福祉法人 グリーンコープ 福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号 行岡 良治	平成24年 1月5日	4312700091	同行援護
社会福祉法人グリーンコープ ふくしサービスセンターさくらんぼ玉名 玉名市立願時434	社会福祉法人 グリーンコープ 福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号 行岡 良治	平成24年 1月5日	4310400272	同行援護
社会福祉法人グリーンコープ ふくしサービスセンター夢 山鹿市大字久原3825番地2	社会福祉法人 グリーンコープ 福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号 行岡 良治	平成24年 1月5日	4310500121	同行援護
あさひ園障害福祉サービス事業所 八代市上日置町2345番地	社会福祉法人 郷寿会 八代市上日置町2345 福嶋 隆	平成24年 1月1日	4310200292	同行援護
社会福祉法人グリーンコープ ふくしサービスセンターおおきな木浜松 水俣市浜松町3番17号	社会福祉法人 グリーンコープ 福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号 行岡 良治	平成24年 1月5日	4310700093	同行援護
あさぎり町社会福祉協議会訪問介護事業所 球磨郡あさぎり町上北1874番地	社会福祉法人 あさぎり町社会福祉協議会 球磨郡あさぎり町上北1874番地 愛甲 一典	平成24年 1月1日	4311880027	同行援護
社会福祉法人グリーンコープ ふくしサービスセンターイルカ 天草市本渡町本渡2568番地4	社会福祉法人 グリーンコープ 福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号 行岡 良治	平成24年 1月5日	4313000269	同行援護

熊本県告示第50号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林

にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成24年1月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡津奈木町大字岩城字船泊2816番1、2
839番2

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字船泊2816番1(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産
部森林局森林保全課及び熊本県葦北地域振興局並びに津奈木町役場に備え置いて縦覧に供
する。)

熊本県告示第51号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林
にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成24年1月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡水上村大字江代字平畑1583番1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字平畑1583番1(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産
部森林局森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置いて縦覧に供
する。)

熊本県告示第52号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林
にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成24年1月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡山江村大字万江丙字水無114番119

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字水無114番119(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産
部森林局森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに山江村役場に備え置いて縦覧に供
する。)

熊本県告示第53号

家畜商法(昭和24年法律第208号)第4条の2第1項の規定により、平成23年度
熊本県家畜商講習会を次のとおり開催する。
平成24年1月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 講習会の目的
家畜の取引の業務に関し必要な知識を習得させることを目的とする。
- 2 受講対象者
家畜商の免許を受けて家畜の取引の事業を営もうとする者又は家畜の取引の業務に従事しようとする者。
- 3 講習会の開催日時及び場所
 - (1) 開催日時
平成24年2月15日(水) 午前8時50分から午後5時まで
平成24年2月16日(木) 午前8時50分から午後5時15分まで
 - (2) 開催場所
熊本県立農業大学校(教育棟2階視聴覚室)
所在地: 熊本県合志市栄3805
電話: 096-248-1188
- 4 講習科目及び講習時間
 - (1) 家畜の取引に関する法令 4時間
 - (2) 家畜の品種及び特徴 4時間
 - (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間
- 5 受講申込方法
 - (1) 受講しようとする者は、家畜商講習会受講申込書(様式第1号)に必要事項を記入のうえ、講習会受講手数料3,300円(熊本県収入証紙による。)及び写真2枚(申込前6月以内に撮影した、上半身、正面、無帽で本人と識別できるもの。サイズは、縦4センチメートル、横3センチメートル位のもの。)を添えて、平成24年1月31日(火)までに所管地域振興局農業普及・振興課(熊本市に住所を有する者にあつては、熊本農政事務所農業普及・振興課)に提出する。
 - (2) 受講の申込みをした者には、家畜講習会受講票(様式第2号)を交付する。
 - (3) 徴収した受講手数料は、返還しない。
- 6 講習の免除に係る特例措置
家畜商法施行令(昭和28年政令第252号)第1条の4第1項ただし書きの規定に基づき、獣医師の免許を有する者及び家畜人工授精師の免許を有する者で講習の免除の特例措置の適用を受ける場合は、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを受講申込書に添付すること。
なお、免除の特例措置の適用を受ける者にあつては、受講科目の一部が免除される。
- 7 修了証明書の交付
講習会の課程を修了した者には、講習会終了後、修了証明書を交付する。
- 8 その他
 - (1) 受講者は、受講日に家畜商講習会受講票(知事印が押印されたものの原本)及び筆記具を持参すること。
 - (2) 講習開始の20分前までに、開催場所に設置された受付に受講票を提出し、受付を済ませること。

(様式第1号)

【写真添付】
・ 申込前6月以内に撮影した もの
・ 上半身、正面、無帽で本人 と識別できるもの
・ 縦4センチメートル、横3 センチメートル位のもの

家畜商講習会受講申込書

年 月 日

熊本県知事

様

住 所

電話番号

ふりがな
氏 名
生年月日

印

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号の規定による講習を受けたいので申し込みます。

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

注2 家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の4第1項ただし書の規定により講習の特例措置を受ける場合は、家畜商法施行規則（昭和37年農林省令第4号）第4条の各号に掲げる資格（獣医師又は家畜人工授精師）の免許証の写しを別に添付すること。

（備考） この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。



公 告

熊本県公告第8号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成24年1月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字赤井字前田363番1
495.38平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡益城町大字広崎967-7
古閑 敬一

登載依頼

熊本県献血推進協議会公告第1号

平成23年度熊本県献血推進協議会の会議を次のとおり開催する。
平成24年1月13日

熊本県献血推進協議会

会長 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
平成24年1月30日（月曜日）
午後1時30分から午後3時まで
- 2 開催場所
熊本市長嶺南2丁目1番1号

- 熊本県赤十字血液センター 3階大ホール
- 3 議事
- (1) 協議事項
ア 本県における平成23年度の献血推進状況について
イ 平成24年度熊本県献血推進計画(案)について
- (2) 報告事項
ア 県内の血液製剤の使用状況及び血液製剤の安全性確保について
イ 各種啓発事業等の実施状況について
- (3) 質疑
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において協議会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県献血推進協議会事務局(熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課薬事班)
(電話096-333-2242 (ダイヤルイン))

熊本県収用委員会公告第1号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成24年1月13日

熊本県収用委員会会長 塚 本 侃

- 1 起業者の名称
熊本県
- 2 事業の種類
二級河川浦川水系浦川総合流域防災事業(左岸:熊本県玉名郡長洲町大字長洲字内牟田地内から同町大字長洲字井樋ノ内地内まで、右岸:熊本県玉名郡長洲町大字長洲字内牟田地内から同町大字長洲字内牟田地内まで)
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積
- (1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地
土地の所在 熊本県玉名郡長洲町大字長洲字井樋ノ内

地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)
	公簿	現 況	公簿	実 測	
283番	田	宅地見込地	1, 182	1, 182. 12	167. 53

(2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地

なし

- 4 土地所有者の氏名及び住所
登記名義人(亡) 秋富熊次郎
- 上記相続人 秋富孝則(法定持分72分の4)
福岡県福岡市早良区干隈3丁目11番26号
- 上記相続人 秋富哲也(法定持分72分の4)
三重県四日市市日永西三丁目11番21号
- 上記相続人 秋富康子(法定持分72分の4)
熊本県玉名郡長洲町大字長洲914番地
- 上記相続人 中川久美子(法定持分72分の6)
熊本県玉名郡長洲町大字高浜16番地
- 上記相続人 中川忠範(法定持分72分の3)
熊本県合志市須屋3104番地8
- 上記相続人 猿渡敬子(法定持分72分の3)
熊本県荒尾市蔵満236番地4
- 上記相続人 秋富昌(法定持分72分の12)
熊本県玉名郡長洲町大字長洲538番地1
- 上記相続人 廣瀬文子(法定持分72分の12)
佐賀県佐賀市大和町大字久池井1528番地140
- 上記相続人 秋富敏夫(法定持分72分の12)
東京都板橋区中台三丁目27番G-2107号
- 上記相続人 秋富伊津夫(法定持分72分の12)
熊本県玉名郡長洲町大字長洲359番地2
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成23年12月22日

熊本県少年保護育成条例改正検討委員会公告第1号

熊本県少年保護育成条例改正検討委員会の会議を次のとおり開催する。

平成24年1月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
平成24年1月25日（水）
午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館10階 環境生活部会議室
- 3 議題
熊本県少年保護育成条例の改正検討について
- 4 傍聴手続
(1) 会議の公開・非公開については、会議の冒頭で決定するが、非公開の決定があった場合は、（一部非公開の場合は、当該審議部分について）傍聴できない。
(2) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(3) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 5 傍聴者の定員
10人
- 6 問合せ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部県民生活局くらしの安全推進課青少年班
（電話096-333-2294（ダイヤルイン））